

# 身体拘束廃止マニュアル

社会福祉法人みどり会

地域密着型特別養護老人ホームきみどり



## 1. 身体拘束をせずに行うケア

身体拘束を誘発する原因を探り、除去する身体拘束をやむを得ず行う理由として、次のような状況を防止するために「必要」だといわれることがあります。

- ① 徘徊や興奮状態での周囲への迷惑行為
- ② 転倒のおそれのある不安定な歩行や、点滴の抜去などの危険な行動
- ③ かきむしりや体をたたき続けるなどの自傷行為
- ④ 姿勢が崩れ、体位保持が困難であること

しかし、それらの状況には必ずその人なりの理由や原因があり、ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少なくありません。従って、その人なりの理由や原因を徹底的に探り除去するケアが必要です。

## 2. 五つの基本的ケアを徹底する

### ① 起きる

人間は座っているとき、重力が上からかかることにより覚醒します。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることがわかるようになります。これは仰臥して天井を見ていたのではわかりません。起きるのを助けることは人間らしさを追求する第一歩です。

### ② 食べる

人にとって食べることは楽しみや生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなります。また、点滴や経管栄養が不要になります。食べることはケアの基本です。

### ③ 排泄する

なるべくトイレで排泄してもらうことを基本に考えます。オムツを使用している利用者については、その人の排泄リズムを知り、随時交換することが重要です。オムツに排泄物が付いたままになっていると気持ちが悪く、「オムツいじり」などの行為につながることもなります。

### ④ 清潔にする

きちんと入浴することが基本です。皮膚が不潔なことがかゆみの原因になり、そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることがあります。皮膚をきれいにしておけば、本人も快適になり、また、介護職もケアがしやすくなり、人間関係も良好になります。

### ⑤ 活動する

その人の状態や生活歴に合ったよい刺激を提供することが重要です。具体的には、音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、ペット、テレビなどが考えられます。言葉によるよい刺激もあれば、言葉以外の刺激もありますが、いずれにせよ、その人らしさを追求するうえで、心地よい刺激が必要です。

上記にあげた五つの基本的事項について、その人に合った十分なケアを徹底することが大切です。

## 3. 身体拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現を

身体拘束の廃止を実現していく取り組みは、介護保険施設等におけるケア全体の向上や生活環境の改善のきっかけとなります。「身体拘束廃止」を最終ゴールとせず、身体拘束を廃止していく過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、よりよいケアの実現に取り組んでいきましょう。

4. 緊急時ややむを得ない場合の対応は、以下の三つの要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認し記録しておく

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

## 5. 手続きの面でも慎重な取り扱いが求められる

仮に三つの要件を満たす場合にも、以下の点に留意します。

①「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、担当職員個人では行わず、施設全体としての判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを定めておく。

②利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際には、施設長や医師、ユニットリーダーから説明を行なうなど、説明手続きや説明者について事前に明文化しておく。

仮に、事前に身体拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行う。

③緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること。この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要である。

## 6. 身体拘束に関する記録が義務づけられている

緊急等やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急等やむを得なかった理由を記録として残さなければなりません。

## 7. 身体拘束の対象となる行為

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

## 8. 身体拘束がもたらす弊害

### 【身体的弊害】

- ・対象者の関節の硬縮、筋力低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥創の発生などの外的弊害をもたらす。
- ・食欲低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害をもたらす。
- ・車いすに拘束しているケースでは、無理な立ち上がりによる転倒事故。  
ベッド柵のケースでは乗り越えによる転倒事故。  
さらには拘束具による窒息等の大事故を発生させる危険性がある。

### 【精神的弊害】

- ・対象者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった多大な精神的苦痛を与えるばかりか人間としての尊厳をも侵す。
- ・身体拘束によってさらに認知症が進行し、せん妄の頻発をもたらすおそれがある。
- ・対象者の家族にも大きな精神的苦痛を与える。そして施設への不信感も高まる。
- ・看護・介護スタッフも自らが行なうケアに対して誇りをもてなくなり士気の低下を招く。

### 【社会的弊害】

- ・身体拘束はスタッフ自身の士気の低下を招くばかりか、拘束を行う施設への社会的な不信、偏見を引き起こすおそれがある。
- ・身体拘束による高齢者の心身機能の低下は、対象者のQOLを低下させるだけでなく、さらなる医療的処置を生じさせ経済的にも少なからぬ影響をもたらす。

## 9. 身体拘束をしないために

- ① 組織が一丸となって取り組む。
  - ② 職員全員で議論し共通認識をもつ。
  - ③ 身体拘束を必要としない状態の実現を目指す。
  - ④ 事故の起きない環境を整備し柔軟な応援態勢を確保する。
  - ⑤ 常に代替的な方法を考え、身体拘束する場合は限定的に。
- ※身体拘束がもたらす弊害を理解しましょう。

### 【身体拘束廃止に向けた組織づくり】

- ① 身体拘束防止委員会の設置
- ② 具体的事例について委員会を開催
- ③ 日々の基本的ケアの徹底

## 10. 閲覧要件

本指針は利用者及び利用者家族等の求めに応じて、いつでも閲覧できるようにするとともに、ホームページに公表し、いつでも利用者及び利用者家族等が閲覧できるようにする。